

岩内町住宅リフォーム補助事業について

(H29.08.07)

1. 目的について

平成31年度までの3年間、町内において持ち家のリフォームを行う方に対し、補助金を交付することで地域の住生活産業の活性化と良質な住宅ストックの形成等を図ることを目的としています。

2. 主な要件について

○対象者の要件

- ・補助金の交付申請時において町内に住所を有すること。
- ・世帯全員が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。(岩内町へ転入される方は、世帯全員が転入前の市区町村において上記税の滞納がないこと。)
- ・世帯全員が暴力団員でないこと。
- ・世帯に外国人を含む場合は、日本国に永住権を有していること。
- ・世帯の生計の中心となる方の直近1年間の収入金額が510万円以下であること。
- ・過去にこの要綱による交付を受けていないこと。
- ・国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

○加算の要件

1) 転入者加算

- ・交付申請をしようとする年度の4月1日以降に、岩内町に住民登録された方。
- ・転入日より前の3年間岩内町に住民登録のない方。

2) 子育て世帯加算

- ・交付申請時に同居する中学生以下の子を扶養している世帯。
- ・交付申請時に出産予定の子がいる世帯。

○対象住宅の要件

- ・交付対象者が居住する町内の専用住宅であること。
- ・専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所、浴室及び居室を有する専用住宅であること。
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ・交付申請時に建築後5年以上経過していること。
- ・リフォームに要する費用が30万円以上であること。
- ・町の固定資産課税台帳に登録されている家屋であること。

3. 対象工事について

○次のいずれかに該当する工事で町内業者（補助金の交付を受けようとするリフォームに係る建設業許可を受けた町内に本店を有する事業者）が行う改修工事

- 1) 省エネルギー型改善工事
 - ・居室の窓の断熱改修
 - ・屋根又は天井全体の断熱改修
 - ・壁全体の断熱改修
 - ・床全体の断熱改修
 - ・エコ住宅設備の設置
 - ・LED照明器具の設置
- 2) バリアフリー型改善工事
 - ・浴室の改良
 - ・便所の改良
 - ・手すりの取付
 - ・段差の解消
 - ・出入口の戸の改良
 - ・水栓器具の設置又は改良
- 3) 長寿命化型改善工事
 - ・外壁又は屋根全体の改修
 - ・配管類の改修
 - ・浴室ユニットバスの設置
- 4) 居住性向上型改善工事
 - ・公共下水道接続
 - ・浄化槽設置

4. 補助金額について

対象工事に要した費用（別表2に基準工事費が記載されている項目については基準工事費と比較していずれか少ない額）の20%とし、20万円を上限とする。

○加算額

- | | |
|---------|-------------|
| ① 転入者 | 10%（上限10万円） |
| ② 子育て世帯 | 20%（上限20万円） |

別表 2

項目			基準工事費	基準単位
(1)省エネルギー型改善工事				
ア 居室の窓の断熱改修	内窓の新設若しくは交換又は外窓の交換	窓の枠外寸法による面積が 0.2㎡以上 1.6㎡未満のもの	40,000 円	1 箇所
		窓の枠外寸法による面積が 1.6㎡以上 2.8㎡未満のもの	70,000 円	
		窓の枠外寸法による面積が 2.8㎡以上のもの	100,000 円	
イ 屋根又は天井全体の断熱改修		180,000 円	1 戸	
ウ 壁全体の断熱改修		600,000 円	1 戸	
エ 床全体の断熱改修		300,000 円	1 戸	
オ エコ住宅設備の設置	太陽熱利用冷温熱装置（給湯用）		391,400 円	1 台
	潜熱回収型給湯器		98,400 円	
	ヒートポンプ式電気給湯器		393,200 円	
	燃料電池コージェネレーションシステム		1,728,700 円	
	ガスエンジン給湯器		478,600 円	
	エアコンディショナー		91,200 円	
カ LED照明器具の設置		—	—	
(2)バリアフリー型改善工事				
ア 浴室の改良	浴槽をまたぎの高さの低いものに切替える工事	495,400 円	1 戸	
イ 便所の改良	便器を座便式のものに切替える工事	348,400 円	1 戸	
ウ 手すりの取付	長さが 150 cm 以上の手すりを取付けるもの	19,200 円	長さ(m)	
	長さが 150 cm 未満の手すりを取付けるもの	33,400 円	1 箇所	
エ 段差の解消	玄関等段差解消等工事	42,400 円	1 箇所	
	浴室段差解消等工事	92,700 円	面積(㎡)	
	上記以外のもの	35,900 円	面積(㎡)	
オ 出入口の戸の改良	開戸を引戸、折戸に取替える工事	149,400 円	1 箇所	
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	14,000 円	1 箇所	
	戸を吊戸方式へ変更する工事	136,100 円	1 箇所	
カ 水栓器具の設置又は改良	高齢者等による利用を容易にする水栓器具の設置又は同器具に取替える工事	56,500 円	1 箇所	
(3)長寿命化型改善工事				
ア 外壁又は屋根全体の改修	従前の仕様と比べ耐久性を向上させる工事	—	—	
イ 配管類の改修	従前の仕様と比べ耐久性を向上させる工事	—	—	
ウ 浴室ユニットバスの設置	浴室の防水性を向上させる工事	150,000 円	1 戸	
(4)居住性向上型改善工事				
ア 公共下水道接続	くみ取り便所又は浄化槽を公共下水道へ切替える工事	—	—	
イ 浄化槽設置	くみ取り便所を浄化槽へ切替える工事	—	—	

5. 交付申請時期について

交付対象工事が完了した日以降

(ただし、交付申込みの受理通知を受けた年度の1月31日まで)

※交付申込の行った年度を超えての申請はできません。

6. 提出書類について

1) 補助金交付申込時に提出する書類

- ・岩内町住宅リフォーム補助金チェックリスト(交付申込用)【町様式】
- ・岩内町住宅リフォーム補助金交付申込書【様式第1号】
- ・補助金額算定表【様式第2号】
- ・誓約書兼同意書【様式第3号】
- ・建物所有者同意書【様式第4号】(申請者と所有者が異なる場合)
- ・交付対象住宅の全部事項証明書
- ・工事見積書
 - ※交付対象工事と対象外工事の内容が確認できるもので、見積業者の押印があるもの
- ・付近見取図、配置図
- ・施工前及び施工後の平面図等
 - ※リフォームの内容が確認できるもの
- ・工事予定箇所の施工前の写真
- ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又は検査済証発行証明書
- 子育て世帯加算を申し込む場合
 - ・出産予定の子が含まれる場合にあっては、母子健康手帳その他の出産を予定していることが確認できる書類の写し

2) 補助金交付申請・実績報告時に提出する書類

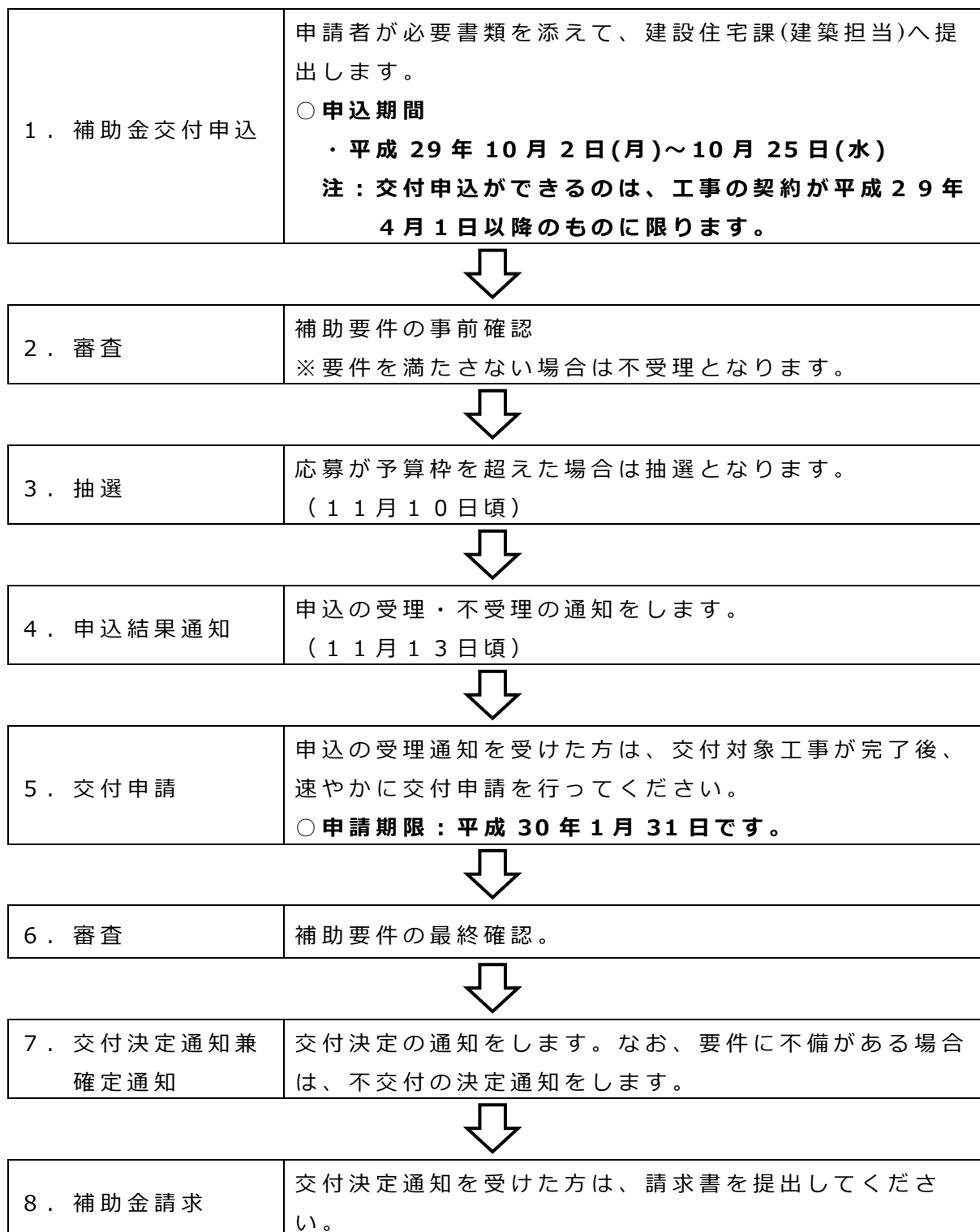
- ・岩内町住宅リフォーム補助金チェックリスト(交付申請・実績報告用)【町様式】
- ・岩内町住宅リフォーム補助金交付申請書兼実績報告書【様式第9号】
- ・補助金額算定表【様式第2号】
- ・世帯全員の住民票
 - ※続柄が記載され交付申請日前3カ月以内に発行されたもの
- ・世帯全員の納税証明書(転入者にあっては、転入前の市区町村の納税証明書)
 - ※3カ月以内に発行されたもの

- ・世帯の生計の中心となる方の所得証明書（直近のもの）
- ・固定資産税納税通知書の写し又は固定資産評価証明書のいずれか（直近のもの）
- ・交付対象工事の施工後の写真（施工後の確認が困難な部分である場合は施工中の写真）
- ・交付対象工事の使用資材、機器等に係る規格、仕様又は性能が確認できる書類
- ・工事請負契約書の写し
- ・工事費の支払いが確認できる書類
- ・施工業者の建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業許可通知書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

3）補助金請求時に提出する書類

- ・岩内町住宅リフォーム補助金請求書【様式第11号】
- ・口座振替申出書【町様式】

6. 申請の流れについて



■対象工事の判断基準

○省エネルギー型改善工事

1) 居室の窓の断熱改修

- 判断基準：改修する窓の断熱性能基準値が開口部比率によって求めた熱貫流率の基準値を超えないこと。
- ・窓の断熱性能基準は、開口部比率によって設定されています。

$$\text{開口部比率} = \frac{\text{開口部面積の合計}}{\text{外皮などの面積の合計}}$$

延床面積ではありません。

※外皮などの面積の合計：天井または屋根・外壁・床（基礎の水平投影）・開口部の面積の合計

- ・開口部比率と断熱性能基準値

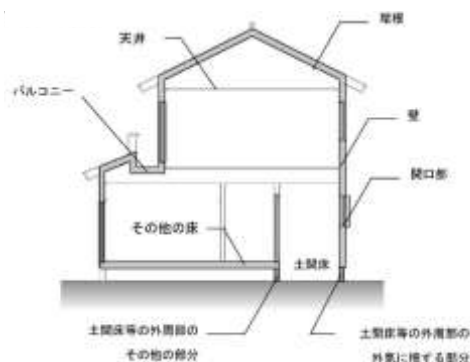
建築物の種類	区分	開口部比率	熱貫流率の基準値 (W/m ² K)
一戸建の住宅	①	7%未満	2.91
	②	7%以上9%未満	2.33
	③	9%以上11%未満	1.90
	④	11%以上	1.60

※断熱性能が一番高い区分④の基準を採用すると開口部比率の計算が免除されます。

2) 屋根又は天井全体、壁全体、床全体の断熱改修

- 判断基準：断熱構造とする部分（下図）を改修する断熱材の断熱性能が省エネ基準（平成28年基準）に規定する断熱性能に適合すること。

- ・断熱材の必要な厚さは使用する住宅の工法と断熱材の施工方法・種類（熱伝導率）から求められます。（別紙1）



3) エコ住宅設備の設置

●判断基準：設置する設備が下記に規定する性能に適合すること。

①太陽熱利用冷温熱装置（給湯用）設置（太陽熱温水器など）

日本工業規格 A 4111 に適合するもの

②潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール、エコワンなど）

ガス又は灯油の消費量が 70kw 以下のものであり、かつ、日本工業規格 S 2109 又は S 3031 に定める試験方法により測定した場合における熱効率が 90%以上のもの

③ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート、エコワンなど）

定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が 3.5 以上のもの

④燃料電池コージェネレーションシステム（エネファームなど）

以下のいずれかに該当するもの

- ・日本工業規格 C 8823 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kw 以上 1.5kw 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 50℃以上、発電効率が 35%以上及び総合効率が 85%以上のもの
- ・日本工業規格 C 8841-3 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kw 以上 1.5kw 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 60℃以上、発電効率が 40%以上及び総合効率が 85%以上のもの

⑤ガスエンジン給湯器（エコウィルなど）

ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本工業規格 B8122 に定める試験方法により測定した場合における総合効率が 85%以上のものであり、かつ、貯湯容量が 90 リットル以上の貯湯槽を有するもの

⑥エアコンディショナー（高効率エアコンなど）

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 21 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本工業規格 C9901 に定める省エネルギー基準が 114%以上のもの

4) LED照明器具の設置

日本工業規格 C 8115 に適合する LED を光源とするもの

○バリアフリー型改善工事

- 判断基準：各項目に記載している内容に適合すること。

1) 浴室の改良

- ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事と一体工事として行う給排水設備の移設等の工事

2) 便所の改良

- ・和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取り替える工事
- ・一体工事として便器を取替える工事に伴って行う床材の変更等の工事

3) 手すりの取付

- ・手すりを取付ける工事および一体工事として行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事

4) 段差の解消

- ・敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事
- ・一体工事として下地の補修や根太の補強等の工事
- ・玄関の内側の段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付け（併せて行うことが必ずしも必要でないものを除く）

5) 出入口の戸の改良

①引戸・折戸への取替え

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事

②レバーハンドルへの取替え

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事

③吊戸方式へ変更

戸を吊戸方式に変更する工事

6) 水栓器具の設置又は改良

- ・蛇口の移設、レバー式蛇口への取替え等の工事
- ・一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う仕上材の取替え等の工事

○長寿命化型改善工事

- 判断基準：各項目に記載している内容に適合すること。

※対象となる仕様について事前に相談をお願いします。

1) 外壁又は屋根全体の改修

- ・外壁、屋根等の防水性又は耐久性を向上させる工事

2) 配管類の改修

- ・管の耐食性又は耐久性を向上させる工事
- ・配管の集約等により維持管理や更新を容易にする工事

3) 浴室ユニットバスの設置

- ・日本工業規格 A 4 4 1 6 に適合する浴室ユニットの設置で浴室の防水性が向上するもの

○居住性向上型改善工事

- 判断基準：各項目に記載している内容に適合すること。

1) 公共下水道接続

①くみ取り便所から下水道への切替え

- ・便器の水洗化工事（新設便器設置費、既存便器の撤去費、既存便槽の撤去費等）
- ・接続管布設工事
- ・便所と合わせ便所以外（台所、浴室、洗面）において公共下水道に接続する工事
- ・その他一体工事として行う工事

②浄化槽から下水道への切替え

- ・接続管布設工事
- ・既存浄化槽撤去工事
- ・便所と合わせ便所以外（台所、浴室、洗面）において公共下水道に接続する工事
- ・その他一体工事として行う工事

2) 浄化槽設置

くみ取り便所を浄化槽への切替え

- ・便器の水洗化工事（新設便器設置費、既存便器の撤去費、既存便槽の撤去費等）
- ・浄化槽設置工事
- ・便所と合わせ便所以外（台所、浴室、洗面）において合併浄化槽に接続する工事
- ・その他一体工事として行う工事

別紙 1 断熱材の必要厚さ及び種類

① 断熱材の必要厚さ（参考）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱伝導率 (W/m・K)	A-1	A-2	B	C	D	E	F
				0.052～0.051	0.050～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028～0.023	0.022以下	
				熱抵抗値	断熱材の厚さ(mm)						
在来工法	充填断熱工法	屋根		6.6	345	330	300	265	225	185	150
		天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根		6.6	345	330	300	265	225	185	150
		天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
在来工法・枠組壁工法	外張断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

②断熱材の種類

記号		断熱材の種類	λ：熱伝導率 (W/m・K)
A	A-1	吹込み用グラスウール 13K相当、18K相当 インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) 建材畳床(Ⅲ形)	0.052～0.051
	A-2	グラスウール断熱材 10K(10-50、10-49、10-48) 高性能グラスウール断熱材 10K(HG10-47、HG10-46) 吹込み用ロックウール 25K相当、建材畳床(K、N形)	0.050～0.046
B		グラスウール断熱材 12K(12-45、12-44)、16K(16-45、16-44)、20K(20-42、20-41) 高性能グラスウール断熱材 10K(HG10-45、HG10-44、HG10-43)、12K(HG12-43、HG12-42、 G12-41) ロックウール断熱材(LA、LB、LC) ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 4号 ポリエチレンフォーム断熱材 1種(1号、2号)	0.045～0.041
C		グラスウール断熱材 20K(20-40)、24K(24-38)、32K(32-36)、40K(40-36)、48K(48- 35)、64K(64-35) 高性能グラスウール断熱材 14K(HG14-38、HG14-37)、16K(HG16-38、HG16-37、HG16-36) 20K(HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35)、24K(HG24-36、 HG24-35)、28K(HG28-35)、32K(HG32-35) インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) 吹込み用グラスウール 30K相当、35K相当 ロックウール断熱材(LD、MA、MB、MC、HA、HB) ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 2号、3号 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 1種(b(A、B、C)) ポリエチレンフォーム断熱材 2種 吹込み用セルローズファイバー 25K相当、45K相当、55K相当 フェノールフォーム断熱材 2種 1号(AⅠ、AⅡ)、3種 1号(AⅠ、A Ⅱ) 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A種 3 吹込み用ロックウール 65K相当	0.040～0.035
D		グラスウール断熱材 80K(80-33)、96K(96-33) 高性能グラスウール断熱材 20K(HG20-34)、24K(HG24-34、HG24-33)、28K(HG28-34、 HG28-33)、32K(HG32-34、HG32-33)、36K(HG36-34、HG36- 33、HG36-32、HG36-31)、38K(HG38-34、HG38-33、HG38-32、 HG38-31)、40K(HG40-34、HG40-33、HG40-32)、48K(HG48- 33、HG48-32、HG48-31) ロックウール断熱材(HC)、ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 1号 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 2種(b(A、B、C)) フェノールフォーム断熱材 2種 2号(AⅠ、AⅡ) 硬質ウレタンフォーム断熱材 1種 ポリエチレンフォーム断熱材 3種 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A種 1、A種 2	0.034～0.029
E		押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種(a(A、B、C)、b(A、B、C)) 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種 1号、2号、3号、4号 フェノールフォーム断熱材 2種 3号(AⅠ、AⅡ)	0.028～0.023
F		押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種(a(D)、b(D)) フェノールフォーム断熱材 1種 1号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ) 2号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ) 3号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)	0.022 以下